

このたび、令和4年2月28日付けで、下記のとおり本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、公表します。

同人の行為は、社会の本学に対する信用を著しく傷つけるものであり、教育に携わる大学教員として絶対に行ってはならないことであり、誠に遺憾であります。

大学として、このことを深刻に受け止め、本学においてこのような不祥事を起こすことのないよう服務規律の一層の確保に取り組んでまいります。

令和4年2月28日

国立大学法人島根大学長 服部 泰直

記

被処分者	所 属 生物資源科学部 職 名 助 教 年 齢 40歳代
処分内容	停職1日
処分理由	<p>当該教員は、指導していた本学学生に対し、侮辱的な言動を行った結果、強い不快感を与えたこと。これらの行動は、国立大学法人島根大学ハラスメントの防止等に関する規程第4条第1項第7号の「その他のハラスメント」に該当する。</p> <p>平成30年2月以降、学生及び同僚の教員より当該教員の言動に係るハラスメント相談が断続的に複数件あり、その都度ハラスメント対策委員会委員長である理事及び当該部局長より、注意・指導を受けており、より慎重に学生の立場に配慮した丁寧な指導が求められたにも関わらず、再度本件のとおりハラスメント対策委員会への苦情申立があったこと。</p>
根拠条項	国立大学法人島根大学職員就業規則第81条第1項第1号
処分年月日	令和4年2月28日